

平成28年第1回臨時会

枚方京田辺環境施設組合議会会議録

平成28年8月2日（火） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

平成28年第1回臨時会 枚方京田辺環境施設組合議会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
追加議事日程	2
臨時議長の指名	3
議員の出欠報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
議会会議規則の仮適用の確認	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
日程追加	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
副議長の選挙	5
石井管理者の正副議長就任に対する挨拶	6
議員提出議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会会議規則の制定について	6
議員提出議案第2号 枚方京田辺環境施設組合議会傍聴規則の制定について	9
議員提出議案第3号 枚方京田辺環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について	9
報告第1号 専決事項の報告について	10
議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について	15
議案第2号 枚方京田辺環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	16
議案第3号 枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	16
議案第4号 枚方京田辺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	17
議案第5号 枚方京田辺環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	18
議案第6号 枚方京田辺環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について	18
議案第7号 枚方京田辺環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例の制定について	19

議案第 8 号 平成 2 8 年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算……………	20
選任同意第 1 号 監査委員の選任について……………	23
選任同意第 2 号 公平委員会委員の選任について……………	24
閉会宣告……………	25
○付議事件一覧表……………	27

平成28年第1回臨時会 枚方京田辺環境施設組合議会会議録

日 時：平成28年8月2日（火） 午後2時
場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1番	高野 寿 陸	2番	広瀬 ひとみ
3番	岩本 優 祐	4番	大橋 智 洋
5番	漆原 周 義	6番	大地 正 広
7番	西田 政 充	8番	青木 綱次郎
9番	市田 博	10番	喜多 和 彦
11番	櫻井 立 志	12番	米澤 修 司

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	石 井 明 三
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	西 川 英 弘
事 務 局 長	藤 本 伸 一 (兼務)
事 務 局 次 長	中 山 和 男 (兼務)
参 事	岡 田 典 悦
副 主 幹	近 本 吉 久 (兼務)
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	吉 岡 均
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 長	宮 本 尚 明
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 担 当 課 長	丸 山 勝 之
枚 方 市 環 境 部 長	阪 本 徹
枚 方 市 環 境 部 環 境 総 務 課 長	重 村 篤 也

○職務のため出席した者

書 記 長	藤 本 伸 一 (兼務)
書 記	中 山 和 男 (兼務)
書 記	寺 嶋 義 和
書 記	近 本 吉 久 (兼務)
書 記	植 松 義 隆
書 記	有 馬 新 太 郎

○議事日程

日程第1 選挙第1号 議長の選挙

○追加議事日程

日程第2 選挙第1号 議席の指定

日程第3 会期の決定

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第5 議員提出議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会会議規則の制定について

日程第6 議員提出議案第2号 枚方京田辺環境施設組合議会傍聴規則の制定について

日程第7 議員提出議案第3号 枚方京田辺環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について

日程第8 報告第1号 専決事項の報告について

日程第9 議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について

日程第10 議案第2号 枚方京田辺環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

日程第11 議案第3号 枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第12 議案第4号 枚方京田辺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

日程第13 議案第5号 枚方京田辺環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

日程第14 議案第6号 枚方京田辺環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について

日程第15 議案第7号 枚方京田辺環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例の制定について

日程第16 議案第8号 平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算

日程第17 選任同意第1号 監査委員の選任について

日程第18 選任同意第2号 公平委員会委員の選任について

○藤本伸一書記長 本日は、何かとお忙しい中を枚方京田辺環境施設組合議会の臨時会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本臨時会は、組合設立後、最初の議会でございます。地方自治法では、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

つきましては、出席議員の中で、市田博議員が年長の議員でいらっしゃいますので、紹介させていただきます。

市田議員、議長席まで御移動をお願いいたします。

(市田博臨時議長 議長席に着席)

○市田博臨時議長 改めまして、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました市田博でございます。

地方自治法の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。議長が選出されるまでの間、どうかよろしくお願いを申し上げます。

開会に先立ちまして、書記長に議員の出席状況を報告させていただきます。

藤本書記長。

○藤本伸一書記長 ただいまの出席議員は12名でございます。

以上で報告を終わります。

開会・開議 午後2時02分

○市田博臨時議長 ただいまの報告のとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから平成28年第1回枚方京田辺環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶の申し出がございますので、これをお受けしたいと思えます。

石井管理者。

○石井明三管理者 どうも皆さん、本日は大変御苦労さまでございます。管理者を仰せつかっております京田辺市長の石井でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、枚方京田辺環境施設組合議会臨時会を招集いたしましたところ、各議員におかれましては、何かとお忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、各市議会において、枚方京田辺環境施設組合の設立に当たり、規約協議の議決などさまざまな場面で御理解と御協力をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、本年5月31日には総務大臣から組合設立の許可をいただき、また、7月1日には組合設立式も無事挙行することができました。

さらに、本日ここに、組合議会として初めてとなる臨時議会を開催させていただく運びとなりました。

本組合では、枚方市と京田辺市で稼働している可燃ごみ処理施設、枚方市穂谷川清掃工場と京田辺市甘南備園の老朽化が進みつつあることから、その2施設にかわる可燃ごみ処理施

設を共同で建設することを目的としております。

組合を通して共同で取り組むことにより、ごみ処理コストを縮減するだけでなく、ごみ焼却時の熱エネルギーを発電に活用するといった地球温暖化の防止につながるような工夫も積極的に取り入れ、高度で効率的な、また安全で安定的な施設を整備していきたいと考えておりますので、皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会では、枚方京田辺環境施設組合が発足して、その組織を運営するために必要な条例など、数多くの議案を提出させていただいております。後ほど議題となりました段階において、改めてそれぞれについて御説明を申し上げますので、審議をいただくようよろしくお願いを申し上げますし、御承認をいただきますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうもまことにありがとうございます。

○市田博臨時議長 ここでお諮りをいたします。これからの議事の進行につきましては、枚方京田辺環境施設組合議会会議規則が制定されておられませんので、本臨時会で提案されます枚方京田辺環境施設組合議会会議規則案に準じて進行したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田博臨時議長 異議なしと認めます。よって、これからの議事進行につきましては、枚方京田辺環境施設組合議会会議規則案によって進めることといたします。

次に、仮議席の指定を行います。

議長が議席の指定を行うまでの間、ただいま皆さん方が着席されておられます議席を仮議席といたします。

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田博臨時議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名したくと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田博臨時議長 御異議なしと認めます。本件は、臨時議長において指名することに決しました。

議長に西田政充議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名しました西田政充議員を議長の当選人と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田博臨時議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西田政充議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました西田政充議員が議場におられますので、本席から当選の告

知をいたします。

就任に当たりまして、西田議員より御挨拶をお受けいたします。

○西田政充議長 議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員の皆様のお推挙をいただき、組合議会の初代議長の要職を仰せつかることとなりました。

新たに発足をいたしましたこの組合議会の公正かつ円滑な運営に全力を尽くしながら、その職責を全うしてまいりたいというふうに決意をいたしておりますので、議員の皆様、そして理事者の皆様におかれましては、何かと御協力いただくことになろうかと思いますが、御理解賜りますようお願いを申し上げます、大変簡単措辞ではございますけれども、議長就任に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○市田博臨時議長 これをもちまして臨時議長の職務は終了いたしました。大変御協力ありがとうございました。

それでは、西田議長と交代いたします。

西田議長、議長席にお着きください。

(市田博臨時議長 議長席から退席)

(西田政充議長 議長席に着席)

○西田政充議長 それでは、引き続き議事を行います。

これより、お手元に配付しております追加議事日程により議事を進行したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。

日程第2、議席の指定を議題とします。

議席は、お手元に配付しております議席表のとおりとして、議長において指定します。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、高野寿陞議員、青木綱次郎議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決しました。

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○西田政充議長 御異議なしと認めます。本件は議長において指名することに決しました。副議長に市田博議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました市田博議員を副議長の当選人と決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました市田博議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました市田博議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

就任に当たりまして、市田議員より挨拶をお受けいたします。

○市田博副議長 ただいま皆さん方から御推挙を賜りました市田博でございます。

副議長に当選をさせていただいたわけでございますが、大変身の引き締まる思いでございます。ただ、枚方市、そして京田辺市、広域にわたりますこういった大きな事業だけに、できる限り副議長が議長に添いながら、そして支えながら、支えていただきながら精いっぱい頑張りたい、このように思っております。

あくまで市民が主でございます。枚方市、京田辺市民の皆さん方が納得をいただけるような議事内容、そしてまた、進め方等に努めてまいりたい、このように思っておりますので、どうかよろしくお祈りを申し上げます。ありがとうございました。

○西田政充議長 ただいま管理者から、このたびの正副議長の就任に際し、挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。

石井管理者。

○石井明三管理者 御就任をいただきました正副議長に一言お祝いの言葉を申し上げたいと思います。

このたび、西田政充議員におかれましては枚方京田辺環境施設組合議会の初代議長に、また市田博議員におかれましては初代副議長に御就任をされました。心からお喜びを申し上げます。

枚方京田辺環境施設組合設立の一番重要な時期におきまして、大変御苦勞をおかけいたしますが、当組合の円滑な運営と発展のために、御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

簡単措辞でございますが、お祝いとお祈りの御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお祈り申し上げます。

○西田政充議長 日程第5、議員提出議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会会議規則の制定についてを議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 議員提出議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会会議規則の制定について、提案者を代表いたしまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、地方自治法第120条の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めるため、提案するものでございます。

なお、本規則は、標準会議規則並びに構成市である枚方市及び京田辺市の会議規則をもとに整備したものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木議員の質疑を許します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 青木綱次郎でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

昨今、枚方市、京田辺市それぞれの市議会において議会基本条例が制定されております。そこに至る経過や議論の内容など、枚方市、京田辺市でそれぞれ違いはあろうかと思いますが、昨今、全国的にも地方議会、議会の果たす役割というものはどういうものか、こういうものが非常に重視をされ、議論をされている中での制定に至ったものであると理解もしております。また、その中では、大きく言いましては、議会審議の充実、そして市民に開かれた議会づくりという点がそれぞれ共通する内容ではないかと私は考えております。

現在、提案をされております会議規則と議会基本条例とでは、性格は異なりますし、また、本組合自身は、地方自治法上は特別地方公共団体として一定の限定をしたといえますか、限られた業務を行う組合ではありますが、やはり議会である以上、本組合議会においても、審議の充実と市民に開かれた議会を目指していくべきものではないかと考えております。この点では、会議規則には会議の原則公開や議事録の公開についての規定がございませんが、この点についてどのようにお考えなのかをお聞きしておきたいと思っております。

また、あわせて会議規則と、今回、議員の方に申し合わせ事項というものが示されておりますが、例えば、会議規則案第9条では、会議時間は午前10時から午後4時までというのが原則として示されておりますが、一方で、申し合わせでは、会議開始時刻は原則として午後2時とされております。

私、一般的には、必ずしも午前10時から午後4時でないといけないとは考えておりませんが、ケースによっては、審議時間の確保などによっては必要なときもあろうかと思っております。こういうときの整合性、会議規則と申し合わせ事項において、どちらが優先されるのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○西田政充議長 提案者から答弁を求めます。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 青木議員よりの御質問にお答えしたいと思います。

まず、会議の原則公開と議事録の公開についてです。

会議規則は、組合議会の運営に関する手続や議会内部の規律等について定めるものでございますので、会議の公開等については規定しておりません。しかし、私たちは、枚方市と京田辺市の各議会から派遣された議員ですので、会議の原則公開ということにつきましては、

両市の議会基本条例の趣旨を踏まえ、組合議会においても進めていくべきものと考えております。そうしたことから、本会議の傍聴につきましても、ホームページにおいて市民に情報提供を行っていただいているところです。また、傍聴席を設け、会議を公開するとともに、本会議の議事録も公開してまいります。

次に、会議規則と申し合わせ事項の優劣についてでございます。

会議の時間につきましては、本組合の業務の範囲が可燃ごみ処理施設の設置に限定されたものであることから、先進の一部事務組合や広域連合などの実績を踏まえて、原則的に午後2時を開始時刻とすることを幹事会において決定したところです。ただし、議案の内容により審議に時間を要するときには、時間を繰り上げて開催できるように、会議規則では会議時間の全体枠を午前10時から午後4時と定めたものです。議員各位におかれましては、この趣旨を御理解いただき、円滑な議事運営を進められますように御協力をお願いいたします。

以上です。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 今お話しいただいて、それぞれの議員各位におかれては、やっぱり議会というのは時として想定外のこともよく起こり得るものでございます。そういうときに、当然、全てのことを想定して何かをつくるということは無理があらうかと思えます。その際には、やはり私も、京田辺市、枚方市双方、いろんなそれぞれの経過の中で議会基本条例を制定されていると思えますが、それぞれその議会基本条例の趣旨に沿って、いろいろな問題について、今後も本組合議会の運営などについても対応していく、そういうことでよろしいのかということはどうも一遍確認しておきたいのと、申し合わせ事項と会議規則についても、私はやはり議決をされる会議規則にのっとって会議運営というものは行われるべきものだというふうに思いますので、その点だけは確認しておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 御指摘いただきました点も踏まえまして、幹事会で今後しっかりと協議をしながら、議会運営を進めていくことができるように対応していきたいというふうに思います。

また、地方自治法の方にもしっかりと規定をされておりますので、会議公開の原則、また情報公開の徹底をしっかりと図っていきたいというふうに思います。

以上です。

○西田政充議長 これにて青木議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議員提出議案第2号、枚方京田辺環境施設組合議会傍聴規則の制定についてを議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

米澤議員。

○米澤修司議員 米澤でございます。議員提出議案第2号、枚方京田辺環境施設組合議会傍聴規則の制定について、提案者を代表いたしまして御説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。

本件は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合議会の傍聴に関する事項を定めるため、提案するものでございます。

なお、本規則につきましては、構成市の傍聴規則をもとに整備したものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第2号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、議事整理のため暫時休憩いたします。

休	憩	午後2時25分
再	開	午後2時26分

○西田政充議長 本会議を再開いたします。

日程第7、議員提出議案第3号、枚方京田辺環境施設組合管理者の専決処分事項の指定に

ついてを議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

広瀬議員。

○**広瀬ひとみ議員** 議員提出議案第3号、枚方京田辺環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について、提案者を代表いたしまして御説明を申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち、管理者において専決処分することができる軽易な事項を定めるために提案するものでございます。

その処分事項については、22ページに2つの項目を挙げております。

1点目は、法律上組合の義務に属する損害賠償額の決定に関するもので、その1件の額が200万円以下のものがございます。

2点目は、地方自治法第243条の2第8項に規定する職員の賠償責任の免除に関するもので、その1件の額が50万円以下のものがございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○**西田政充議長** これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**西田政充議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**西田政充議長** 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**西田政充議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第1号、専決事項の報告についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○**藤本伸一事務局長** 報告第1号、専決事項の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。

本件は、枚方京田辺環境施設組合の設立に伴い、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により管理者において専決処分した事項につきまして、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、専決第1号から第19号まで一括して要点のみ御説明申し上げます。

まず、議案書の25ページをお開きください。

専決第1号、枚方京田辺環境施設組合公告式条例の制定についてでございます。次のページに条文を記載しております。本件は、地方自治法第16条第4項の規定に基づき、組合が定める条例の公布等に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、28ページをお開きください。

専決第2号、枚方京田辺環境施設組合の休日を定める条例の制定についてでございます。本件は、組合の休日について定めたものでございます。

次に、30ページをお開きください。

専決第3号、枚方京田辺環境施設組合監査委員に関する条例の制定についてでございます。本件は、地方自治法第202条の規定に基づき、組合の監査委員に関し、必要な事項を定めたものでございます。なお、現金出納検査につきましては、第4条で毎月27日に行うこととしております。

次に、32ページをお開きください。

専決第4号、枚方京田辺環境施設組合事務局設置条例の制定についてでございます。本件は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理するため、組合に事務局を置くことを定めたものでございます。

次に、34ページをお開きください。

専決第5号、枚方京田辺環境施設組合行政手続条例の制定についてでございます。本件は、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続について定めたものでございます。

次に、51ページをお開きください。

専決第6号、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例の制定についてでございます。本件は、組合の公文書の開示に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、60ページをお開きください。

専決第7号、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の制定についてでございます。本件は、個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定めたものでございます。なお、今回専決いたしました条例には罰則規定を設けておりませんが、検察庁との協議が調いましたら、速やかに条例を改正する予定としております。

次に、75ページをお開きください。

専決第8号、枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。本件は、情報公開及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るため、情報公開・個人情報保護審査会を設置することを定めたものでございます。

次に、79ページをお開きください。

専決第9号、枚方京田辺環境施設組合行政不服審査法施行条例の制定についてでございます。本件は、行政不服審査法その他法令で定める不服申し立てに関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、82ページをお開きください。

専決第10号、枚方京田辺環境施設組合職員定数条例の制定についてでございます。本件は、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、組合事務局に常時勤務する一般職の職員の定数を定めたものでございます。職員の定数は、12人以内としております。

次に、84ページをお開きください。

専決第11号、枚方京田辺環境施設組合職員の勤務時間等に関する条例の制定についてでございます。本件は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間及び休日に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、87ページをお開きください。

専決第12号、枚方京田辺環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。本件は、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、89ページをお開きください。

専決第13号、枚方京田辺環境施設組合公平委員会設置条例の制定についてでございます。本件は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合に公平委員会を設置することを定めたものでございます。

次に、91ページをお開きください。

専決第14号、枚方京田辺環境施設組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定についてでございます。本件は、地方公務員法第9条の2第12項の規定に基づき、公平委員会の委員の服務の宣誓について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、94ページをお開きください。

専決第15号、枚方京田辺環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定についてでございます。本件は、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、組合議員その他の非常勤職員の公務災害補償等に関し、必要な事項を定めたものでございます。なお、今回専決いたしました条例には罰則規定を設けておりませんが、検察庁との協議が調いましたら、速やかに条例を改正する予定としております。

次に、114ページをお開きください。

専決第16号、枚方京田辺環境施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。本件は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、117ページをお開きください。

専決第17号、枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例の制定についてでございます。本件は、地方自治法第204条の規定に基づき、職員の旅費に関し、必要な事項を定めたものでございます。

続きまして、議案書126ページをお開きください。

専決第18号は後ほど説明させていただくといたしまして、専決第19号、枚方京田辺環境施設組合指定金融機関の指定について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、株式会社京都銀行を枚方京

田辺環境施設組合の指定金融機関に指定したものでございます。なお、京都銀行につきましては、現在、京田辺市の指定金融機関として指定されているところでございます。

次に、専決第18号、平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計暫定予算について御説明を申し上げます。

別冊の平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計暫定予算書をごらんください。

まず、1ページ目をお開き願います。

本件は、組合の設立に伴い、当面の組合の運営に必要な最低限の経費として、人件費及び事務費等を専決処分したものでございます。

第1条では、歳入歳出暫定予算の総額は2,661万1,000円と定めております。

第2項、歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページの「第1表歳入歳出暫定予算」によることとしております。

まず、歳出でございますが、1款議会費につきましては、33万1,000円を計上しております。

2款総務費につきましては、2,617万円を計上しております。そのうち、総務管理費といたしまして2,610万3,000円を計上しております。主な内容といたしまして、事務機器管理経費、車両関係経費、給与費等負担金でございます。また、監査委員費といたしまして6万7,000円を計上いたしております。

3款衛生費につきましては、施設建設に係る諸経費として11万円を計上しております。

次に、歳入でございますが、1款負担金のみでございます。各市からの負担金といたしまして、合計2,661万1,000円を計上しております。

内訳といたしまして、11ページをお開き願います。

枚方市負担金が1,507万8,000円、京田辺市負担金が1,153万3,000円でございます。各市の負担金につきましては、議会関係経費は議員選出数割で算出しております。また、施設建設経費は、100分の10を均等割、100分の90を計画可燃ごみ量割で算出しております。給与費等負担金につきましては、各市から派遣された職員の給与等は派遣元に求めることとなりますので、その見込み額を計上しております。

簡単ではございますが、専決第18号、暫定予算の説明とさせていただきます。

以上、専決事項19件を御報告させていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木議員の質疑を許します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 青木綱次郎でございます。通告に従いまして質疑をさせていただきます。

専決第10号、職員定数条例の制定について、3点ほどお聞きいたします。

1点目は、この条例では、組合職員定数を12人以内というふうにされておりますが、その根拠ですね。その12人という数字の根拠は何かということが1点目でございます。

2点目が職員定数について、当組合自身はこの7月1日に発足をしたばかりでございますが、今後の見通しですね。今は12人以内として、今後どのような見通しを持ってやら

れるのかということが2点目でございます。

3番目は、本組合の職員政策の基本方針について、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。今、本組合の職員は、枚方市、京田辺市の職員の方がそれぞれからの出向で行うと。そのために、給与などについて、それぞれの出身市の条例に従って支給をされるというふうに聞いております。ただ、その場合、例えば、同じ職制の職員が同一時間、同一労働をしていても、出身市によっては給与の支給額が異なるということも予想されます。同じ職制でありながら、全く同じような業務内容、業務時間をしながら、京田辺市、枚方市の職員給与条例の違いによって支給される給与が違うということも今後起こり得るのではないかと。その点を考えれば、職員の身分、勤務条件など、組合独自の給与条例ということで制定する必要もあるのではないかと思います。そのことも含めた今後の本組合の職員政策の基本について、どうお考えかということをお聞きしたいと思います。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 まず、組合の定数条例につきましてでございますが、組合運営に係る内部事務や、今後予定しております環境影響評価などの調査業務、施設建設に向けた発注準備、こういった当面の業務量に応じて12名以内と定めたところでございます。

また、組合の職員定数の見通しにつきましてでございますが、施設の建設工事が始まるなど、事業の進捗に伴いまして業務の量や質が変化してまいりますので、必要に応じて定数を変更することも視野には入れております。

組合の職員の勤務条件につきましては、勤務時間や休日など、職員に共通すべきものにつきましては組合独自で条例を設け、今回専決させていただいたところでございます。また、身分の取り扱いにつきましては、派遣職員の給与も含めて、地方自治法の規定に基づき、派遣元である市の規定を適用することにしておりますので、独自で給与条例を設ける予定は今のところございません。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 1点目の確認ですが、今お聞きしましたら、当面、環境施設の発注の時期ぐらいまでは大体今の職員定数でいって、工事が始まった段階で、今後の状況なりに応じて、必要があれば見直していくということによろしいのかという点が1点目。

あと、給与条例について、考え方は伺いました。先ほど言いましたが、やっぱり業務がふえてきたときに、先ほど言ったようなことが起きれば、職員の士気にかかわるような状況もあるのではないかなというふうに危惧もするところでございます。その点では、今後の業務の状況に応じて、私は、やはり組合独自の一定の身分、給与体系といいですか、そういうものが必要ではないかなということは指摘をしておきたいと思います。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の御指摘のとおり、建設工事が始まりましたら、事業量もおのずとふえてくるというふうに認識しておりますので、そのころには定数の変更が必要になってくるかなというふうには考えております。

また、同一職制で同一労働をした場合に同一賃金が支払われるべきではないのかというこ

とでございますけれども、近くの組合、北河内4市リサイクル施設組合でありますとか、広域連合になりますけれども、京都地方税機構におきましても、派遣元である市の規定が適用されております。本組合におきましても同様に扱うこととしておりますし、ここで、こういった制度の中で職員の意識が下がるのかというようなことにつきましては、特に問題としては聞いておりませんので、先ほど申し上げたような方向で進めてまいりたいというふうと考えております。

○西田政充議長 これにて青木議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。

本件は報告のとおり承認することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

日程第9、議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の127ページをお開きください。

本件は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、組合議会の定例会の回数を定めるため、提案するものでございます。

128ページの条例案のとおり、定例会の回数は年2回としております。なお、招集時期につきましては、規則において11月と2月に定める予定としております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。
ただいまのところ、通告はありません。
討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。
本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号、枚方京田辺環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。
理事者からの提案理由の説明を求めます。
藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第2号、枚方京田辺環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書129ページをお開きください。

本件は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関する必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。
質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。
ただいまのところ、通告はありません。
討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。
本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第3号、枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第3号、枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書132ページをお開きください。

本件は、地方自治法第203条の規定に基づき、組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

133ページの条例案のとおり、議員報酬につきましては、第2条で支給しないものとし、費用弁償につきましては、第3条で旅費条例に基づき旅費を支給することとしております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第4号、枚方京田辺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第4号、枚方京田辺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の134ページをお開きください。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により、組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるため、提案するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第5号、枚方京田辺環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第5号、枚方京田辺環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の136ページをお開きください。

本件は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定めるため、提案するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第6号、枚方京田辺環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第6号、枚方京田辺環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の138ページをお開きください。

本件は、地方自治法第243条の3第1項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第7号、枚方京田辺環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例の制定についてを議題とします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第7号、枚方京田辺環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の141ページをお開きください。

本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置等に係る届出に際し、組合が実施する生活環境影響調査の結果の縦覧手続等について定めるため、提案するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第8号、平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算についてを議題とします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第8号、平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算書をごらんください。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額は1億3,934万6,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることとしております。

次に、第2条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第2表 債務負担行為」により定めております。「第2表 債務負担行為」につきましては、4ページに記載しておりますとおり、環境影響評価業務委託につきまして、平成28年度から平成30年度の期間で支払い限度額を2億8,120万円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、5ページ以降の「予算に関する説明書」により御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページをお開きください。

まず、1款議会費につきましては、1項議会費、1目議会費といたしまして、197万5,000円を計上しております。主な内容といたしまして、活動経費として議員12人分の費用弁償及び議員研修旅費が89万4,000円、その他諸経費として筆耕翻訳料が51万円でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

2款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして、8,366万1,000円を計上しております。主な内容といたしまして、人件費として各審査会の委員の報酬等が9万7,000円、ネットワークインフラ関連経費といたしまして298万5,000円、事務機器管理経費といたしまして124万2,000円、車両関係経費とい

たしまして80万6,000円、給与費等負担金を含む各種負担金として7,467万3,000円でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

中段、2目公平委員会費といたしまして、公平委員会委員の委員報酬を含め5万7,000円、下段の2項監査委員費といたしまして、監査委員の委員報酬を含め17万8,000円を計上いたしております。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

3款衛生費につきましては、1項清掃費、1目施設建設費といたしまして、5,245万5,000円を計上しております。主な内容につきましては、地質調査業務及び環境影響評価業務の委託料といたしまして、5,210万円でございます。

また、4款予備費といたしまして、100万円を計上いたしております。

以上が歳出でございます。

先ほど、私の方で読み誤りがございました。手戻りになりまして申しわけございません。14ページをお開きください。先ほど、一般管理費といたしまして、8,366万1,000円と読み上げましたけれども、8,368万1,000円の誤りでございます。申しわけございませんでした。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金といたしまして、合計1億2,232万6,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、枚方市負担金が7,100万9,000円、京田辺市負担金が5,131万7,000円となっております。なお、議会関係経費、施設建設経費等の負担割合につきましては、暫定予算と同様でございます。

次に、中段の2款国庫支出金につきましては、地質調査業務及び環境影響評価業務に対する環境省からの交付金1,700万円を計上いたしております。

次に、3款諸収入につきましては、1項組合預金利子、2項雑入として、各1万円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木議員の質疑を許します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 青木綱次郎でございます。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきますが、1点目が、予算書の19ページにございます委託料についてです。地質調査業務委託と環境影響評価業務委託、合わせて5,210万円ということで計上されておりますが、この2つの業務委託について、それぞれの内訳と算出額の根拠についてお聞きいたします。

2番目の質問で、それぞれの調査業務について、地質調査についての実施スケジュールです。大体どのくらいの時期で行われるのかということをお聞きいたします。

3番目に、環境影響評価について、基本方針と実施スケジュールについてお聞きいたします。また、環境影響評価調査の結果によっては、立地計画そのものの変更、見直しもあり得るのではないかと思います。そういう判断を行う場合の基準などについて、現在のところどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 まず、委託料の内訳でございます。

委託料5, 210万円の内訳につきましては、地質調査業務委託料といたしまして2, 000万円、環境影響評価業務委託料といたしまして3, 210万円を見込んでおります。その算出根拠につきましては、専門的な積算資料をもとに算出したしております。

地質調査についてのスケジュールでございますけれども、地質調査業務委託においては、建設予定地の地盤や地下水の状況等の試料を得ることを目的に、複数箇所ボーリングを行うとともに、採取試料の室内実験を実施するというようにしております。調査は、この予算の議決及び交付金の内示を受けて、速やかに契約、着手することにしております。年度内の完了を目指していきたいというふうに考えております。

環境影響評価についての基本方針とスケジュールについてということでございますが、環境影響評価の基本方針につきましては、平成28年3月に両市で策定されました可燃ごみ広域処理施設整備基本計画、これをもとに京都府環境影響評価条例に沿って手続を進めてまいりたいというふうに考えております。当面のスケジュールといたしましては、今年度は、京都府環境影響評価条例の改正に伴い新たに追加されました計画段階配慮書に着手する予定でございます。

なお、施設の建設予定地につきましては、先ほど申し上げた施設整備基本計画を基礎に、計画段階配慮書の策定過程におきまして、京都府の指導を仰ぎながら、同条例に適合するものとなるよう検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 それでは、2回目の質問です。2点目の地質調査にかかわってなんですが、昨年度、これは京田辺市の業務になるんですかね。建設予定地の造成事業にかかわって、向こうでも地質調査を、一般、あれは予算業務でやっていたと思うんですが、それとの関係がどうなのか。京田辺市の方でも、あちは土地造成ですが、それに伴って地質調査をやって、また、ここでも地質調査をやられるということなのか。その辺の関係がどうなっているのかということをお聞きいたします。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 まず、組合が行う地質調査でございますけれども、これは建築基礎の設計、施工方法の検討に必要なものでございます。また、この調査により得られたデータは、環境影響評価業務において予測・評価を行う際の基礎データとして活用することも想定しております。

一方で、議員御指摘の京田辺市が担当する調査についてでございますけれども、施設に係

る用地の取得及び粗造成に関連して実施されるというふう聞いておりますので、その内容は、目的も異なりますし、重複するものではございません。仮に、業務上重複するようなことがあれば、それは京田辺市とも連携しながら、役割分担はしてまいりたいというふうに思っております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 私も造成工事など余り詳しくはないんですが、やっぱり一括してできなかったものかなど。造成から建物建設までの調査を一括してやれば。業者によっては、それは分けてやるのか、あるいは一括してやるのかというのはあると思いますが、その辺のところも含めれば、やっぱり今後できるだけ効率的に、費用を低く抑える努力もされながら進めていくことが大事であろうというふうに思っておりますので、そこは今後ともお願いしたいと思っております。

○西田政充議長 これにて青木議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、選任同意第1号、監査委員の選任についてを議題とします。

なお、本件は地方自治法の規定により、大地正広議員が除斥となります。

(大地正広議員 除斥により退場)

○西田政充議長 管理者から提案理由の説明を求めます。

石井管理者。

○石井明三管理者 選任同意第1号、監査委員の選任につきまして御説明を申し上げます。

議案書の145ページをお開きください。

本件は、枚方京田辺環境施設組合監査委員に、識見を有する者といたしまして大西正人氏を、議員選出といたしまして大地正広氏を選任したく提案するものでございます。

なお、識見を有する者の経歴でございますが、大西正人氏は、現在、枚方市の監査委員に御就任をいただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、提案理由とさせていただきます。どうかよろしく御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○西田政充議長 本件については、質疑、討論は行わず、直ちに採決に入ります。

本件は、原案に対し同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

大地正広議員の除斥を解きます。

(大地正広議員 除斥解除により入場・着席)

○西田政充議長 日程第18、選任同意第2号、公平委員会委員の選任についてを議題とします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石井管理者。

○石井明三管理者 選任同意第2号、公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。議案書の147ページをお開きください。

本件は、枚方京田辺環境施設組合公平委員会委員に、平松正幸氏、田中潤子氏、榎本比呂志氏の3名を選任したく提案するものでございます。

なお、3名の経歴につきましては、現在、平松正幸氏と田中潤子氏は枚方市公平委員会委員に、榎本比呂志氏は京田辺市の公平委員会委員に御就任をいただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○西田政充議長 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。

本件は、原案に対し同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。石井管理者。

○石井明三管理者 閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり御審議をいただき、まことにありがとうございました。

御提案申し上げました案件につきまして、いずれも原案どおり可決、承認をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。議員各位からいただきました御意見、御提案等につきましては、十分精査させていただき、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

また、今年度は京都府条例に基づく環境影響評価、いわゆる環境アセスメントなどに取り組んでまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、まだまだ暑い日が続きますので、議員各位におかれましては、十分御自愛の上、健康に一層の御留意をいただき、御活躍を祈念申し上げ、簡単でございますけれども、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○西田政充議長 閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

組合設立後、初めてとなります平成28年第1回臨時会は、議員の皆様、そして理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。皆様の御協力に心から厚く御礼を申し上げます。

また、このたびは、議員の皆様の御推挙、そして御支持をいただきまして、私と市田副議長が正副議長の要職につかせていただくことができました。私ども正副議長は、皆様の御期待にお応えするため、協力しながら公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、そして理事者の皆様におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

これで平成28年第1回枚方京田辺環境施設組合議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

閉 会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 市 田 博

議 長 西 田 政 充

署名議員 高 野 寿 陞

署名議員 青 木 綱 次 郎

付議事件一覧表

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
選挙 第1号	議長の選挙	平成28年8月2日	選挙 (指名推選)
—	議席の指定	平成28年8月2日	指定
—	会期の決定	平成28年8月2日	決定
選挙 第2号	副議長の選挙	平成28年8月2日	選挙 (指名推選)
議員提出議案 第1号	枚方京田辺環境施設組合議会会議規則の制定 について	平成28年8月2日	原案可決
議員提出議案 第2号	枚方京田辺環境施設組合議会傍聴規則の制定 について	平成28年8月2日	原案可決
議員提出議案 第3号	枚方京田辺環境施設組合管理者の専決処分事 項の指定について	平成28年8月2日	原案可決
報告第1号	専決事項の報告について	平成28年8月2日	承認
議案第1号	枚方京田辺環境施設組合議会定例会の回数に 関する条例の制定について	平成28年8月2日	原案可決
議案第2号	枚方京田辺環境施設組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例の制定について	平成28年8月2日	原案可決
議案第3号	枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報 酬及び費用弁償に関する条例の制定について	平成28年8月2日	原案可決
議案第4号	枚方京田辺環境施設組合議会の議決に付すべ き契約及び財産の取得又は処分に関する条例 の制定について	平成28年8月2日	原案可決
議案第5号	枚方京田辺環境施設組合長期継続契約を締結 することができる契約を定める条例の制定に ついて	平成28年8月2日	原案可決
議案第6号	枚方京田辺環境施設組合財政状況の公表に関 する条例の制定について	平成28年8月2日	原案可決
議案第7号	枚方京田辺環境施設組合が設置する一般廃棄 物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦 覧手続に関する条例の制定について	平成28年8月2日	原案可決

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
議案第8号	平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算	平成28年8月2日	原案可決
選任同意 第1号	監査委員の選任について	平成28年8月2日	同意
選任同意 第2号	公平委員会委員の選任について	平成28年8月2日	同意